

## 令和2年4月分～5月分の利用料について（年度限定保育事業）

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」等でお知らせしておりました「児童が登園を控えていただいた場合の利用料（保育料）」について、取扱いをお知らせします。

### 1 対象児童

対象期間中に年度限定保育事業を利用している児童。

### 2 対象期間

**4月8日（水）～5月31日（日）**

- ※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- ※ 4月7日以前の利用料（保育料）については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

### 3 保護者の皆様が行う手続

登園日数は各園から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

### 4 日割り対応における利用料算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

**変更後の利用料：通常の利用料×実際の登園日数÷25（開所日数）**

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

（留意点）

- 4月1日～7日については今回の取り扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。4月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。  
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常の利用料（保育料）×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常の利用料（保育料）×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 今回の対応においては普段登園しない曜日（例：土曜日など）についても、実際に登園しなかった場合は利用料（保育料）が減額されます。

※別添「（参考）利用料の日割り対応例」もあわせてご覧ください。

## 5 還付時期について

### (1) 4月分の利用料

既にお支払いいただいている利用料（保育料）から、変更後の利用料（保育料）を引いた額を各園から返金します。時期は8月頃を予定しています。

### (2) 5月分の利用料

各園には5月分の利用料（保育料）について、保護者の皆さまの負担軽減のため、徴収延期をお願いしており、8月頃、4月分の利用料返金と併せて園から請求させていただく予定としています。  
なお、園によっては取扱いが異なる場合もありますので、詳細は各園にご確認ください。

問合せ先

こども青少年局保育対策課

年度限定担当：045-671-4469

# (参考)利用料の日割り対応例

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

## <例1>令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑯	⑰	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	29	㉙		

○…登園した日  
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 30,800 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 30,800 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$$

## <例2>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 15日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 25 = 33,000 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

## <例3>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
3	4	5	6	⑦	⑧	⑨
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 22日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 48,400 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）